

資格回復後から指導までの手続きについて
(都道府県高等学校野球連盟)

平成26年 1月20日
Rev. 1 平成26年 2月 3日
日本高等学校野球連盟

日本学生野球協会が学生野球資格の適性審査を認めた元プロ野球関係者は、認定した日に同協会のホームページ（以下HP）に掲載される。また、日本高等学校野球連盟のHPでも同様の掲載をする。なお、日本高等学校野球連盟では認定者についてその後、指導者登録を申請した都道府県高等学校野球連盟と連携し指導可能な都道府県名を表記する準備を進める。

加盟校が学生野球資格回復を認定された者から指導を受ける場合は、今後3年間は以下の手順で行うこととする。これは元プロ野球関係者が学生野球の指導にかかわる場合に、第三者の介入を防止するために定める。加盟校は学校長の承認を得て責任教師が手続きを行うこと。

1. 都道府県高等学校野球連盟の手続き

- ① 学生野球資格回復の認定を受けた者が、高校野球の指導を希望する場合、指導可能な対象都道府県高等学校野球連盟に「学生野球指導者登録届」（様式1）を提出する。

※ 3月7日を目途に受領した登録届を日本高等学校野球連盟に纏めてFAX送信して下さい。

- ② この登録届を受けた都道府県高等学校野球連盟は、当該連盟のHP上に「学生野球資格回復者の指導登録一覧」（様式は別途お知らせします）に掲載し加盟校に告知する。

都道府県高等学校野球連盟の最初の告知（HP掲載）時期はそれぞれの都道府県連盟に一任するが、3月10日～14日頃を目途としその後の申請は逐次追加する。

その際の告知（掲載）内容は、次の通りとする。

- 1) 氏名 2) 年齢（4月1日現在） 3) 最終球団 4) 出身高校・大学
5) 指導対象（例）全般、投手、捕手、打撃、守備、走塁、トレーニングなど
6) 指導期間（例）限定なし、土日祝日中心、適宜（随時）など…非常勤の場合
なお、指導する加盟校が確定した非常勤者は氏名の前に欄を設けて○を付す。指導する学校名の表記は不要

※ 常勤者として内定した場合の表記

非常勤の登録者とは別枠とし、委嘱を受けた学校名も明記する。

登録した年度内表記し、翌年からは表記しない。

- ③ 加盟校から指導の依頼があれば、登録者に連絡をとり可否を確認する。
- ④ 登録者の同意が得られれば、登録者の連絡先等を加盟校に伝える。
- ⑤ この先は、登録者と加盟校で詳細打ち合わせを行い日程等が決まれば加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を受け取る。
- ⑥ HP掲載日以前でも、学生野球資格回復の認定を受けた者で特定の加盟校への指導が内定している場合は、加盟校に第三者の介入が無いか確認を取り、問題がなければ「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を受け取る。

[都道府県高等学校野球連盟の手順]

- 1) 学生野球資格回復者から「学生野球指導登録届」（様式1）受領
↓
2) HPにリスト掲載（3月10日を目途に掲載開始、以降順次）
↓
3) 加盟校から希望があれば登録者に照会
↓
4) 登録者から内諾が得られれば加盟校に登録者の連絡先を連絡
↓（登録者と加盟校が詳細打ち合わせ）
5) 加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を受領
↓
6) 非常勤の加盟校が確定したらHPの名簿に「○印」を付す

2. 加盟校が学生資格回復者から指導を受ける場合の手続き
 - ① 加盟校が、学生野球資格回復を認定された者から指導を受ける場合は、所属高等学校野球連盟のHPに掲載された「学生野球資格回復者の指導登録一覧」の中から指導を受けたいとする登録者を選定し、都道府県高等学校野球連盟に申し出る（口頭で可）。
 - ② 所属高等学校野球連盟からの回答を待ち、登録者と詳細打ち合わせを行う。
 - ③ 日程等が決まれば「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）を所属連盟に提出する。

- ※ 学生野球資格を回復した者が、卒業した母校で指導を行う場合は、前項の所属高等学校野球連盟との手続きは不要とするが、指導に当たっては責任教師または監督の同意を得た上で当該学校長の承認を得ること。母校での指導については所属高等学校野球連盟への届け出は不要とする。

[加盟校が指導を希望する場合の手順]

- 1) 所属高等学校野球連盟のHPで登録者を閲覧

↓

2) 指導を希望する場合、登録者へ所属高等学校野球連盟を通じて打診（口頭可）

↓

3) 所属高等学校野球連盟からの回答を受け、当事者間で調整

↓

4) 学校長と登録者との間で常勤・非常勤や日程等を打ち合わせ合意すれば「学生
野球指導登録者の指導届」（様式2）を所属高等学校野球連盟に提出する

※ 学校内の規則・規定等も依頼する登録者に必ずご説明下さい。

以 上

